

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成二十四年福岡県条例第一号）	
改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>四の二 違反者 道路交通法第六十五条第一項の規定に違反して飲酒運転を行い、同法第百十七条の二第一項第一号又は同法第百十七条の二の二第二項第三号に規定する状態にあつたとして検挙された者</p> <p>四の三～十 (略)</p> <p>(通報義務等)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 警備業務（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）<u>第二条第一項第二号</u>に該当するものに限る。）に従事する者、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）<u>第二条第二項</u>の自動車運送事業に従事する者（前項に規定する者を除く。）その他道路等において長時間にわたり保守、管理等の業務に従事する者は、その業務上飲酒運転を現認したときは、速やかに警察官に通報し、必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>四の二 違反者 道路交通法第六十五条第一項の規定に違反して飲酒運転を行い、<u>同法第百十七条の二第一号</u>又は<u>同法第百十七条の二の二第三号</u>に規定する状態にあつたとして検挙された者</p> <p>四の三～十 (略)</p> <p>(通報義務等)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 警備業務（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）<u>第二条第二号</u>に該当するものに限る。）に従事する者、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）<u>第二条第二項</u>の自動車運送事業に従事する者（前項に規定する者を除く。）その他道路等において長時間にわたり保守、管理等の業務に従事する者は、その業務上飲酒運転を現認したときは、速やかに警察官に通報し、必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>